まちづくりメールニュース

Vol. 223
(H26. 8. 6)
北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

今号の記事

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されました
○ 持続可能な集落再生へ向けて～下川町「一の橋」地区～
○ 滝川市の住宅支援制度のご紹介
○ 日本造園学会北海道支部が支部大会を開催します

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで

※配信希望は随時受け付けております。

各項目の○をクリックすると各項目見出しにジャンプします

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されました（2014/08/01）

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくため、改正されました。

国土交通省では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画を活用した『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の推進のため、様々な支援を行っていきます。（詳しくは国土交通省HPをご覧ください。）

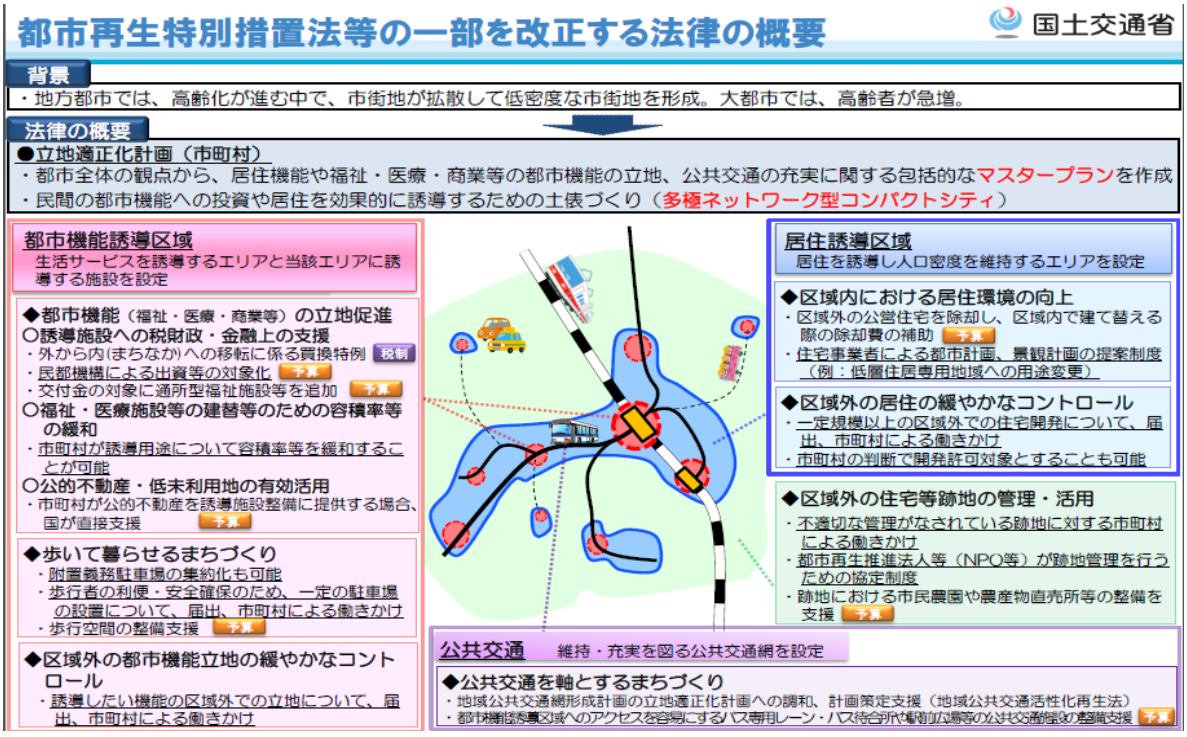

持続可能な集落再生へ向けて
～下川町「一の橋」地区～

下川町では、人口減少と高齢化が進展する過疎地域の集落再生を目指し、郊外にある「一の橋」地区をモデル地区として、国道２３９号沿いに町営住宅やコミュニティ施設、熱供給施設を集約化させ、地域資源である木質バイオマスを主とするエネルギーの完全自給により、持続可能な集落を目指した取組を進めています。

（地区の概要）

下川町は、道北に位置する人口約 3,500 人の内陸のまちで、冬はマイナス 30℃以下になる日本でも有数の寒冷地です。全体面積の約９割が森林で覆われ、林業・農業を基幹産業としています。人口の約８割が役場を中心とした市街地から半径１ｋｍ以内に住んでいるコンパクトなまちのつくりとなっています。

その中心市街地から東部へ約１０ｋｍに位置する一の橋地区は、昭和 35 年には人口約２千人を有しましたが、現在人口約 140 人、高齢化率が40%を超える小規模集落です。

（地区の課題）

一の橋地区は、かつて林業を基幹産業として栄えていましたが、林業の衰退やＪＲ名寄線の廃止などにより、地域活力が著しく低下。現在、公共バスは一日７便運行しているものの、地域内には商業施設や病院もなく、高齢者の買い物や除雪等の支援要望の増加や住宅の老朽化など、地域コミュニティの維持に関する課題が顕在化していました。

（取組内容）

このため、下川町では、一の橋地区における自立的かつ安定的な暮らしを実現するため、地域住民と行政がともに知恵を絞り、これまで環境モデル都市・環境未来都市の具現化事業として、超高齢化問題、低炭素化、地域材活用を同時に解決しようと目指すべき将来像「一の橋バイオビレッジ構想」を描きました。この中で生まれた集住化のアイデアにより、平成 25 年５月末、一の橋地区に超高齢化に対応するエネルギー自給型の集住化エリアの第１期工事が完了しました。

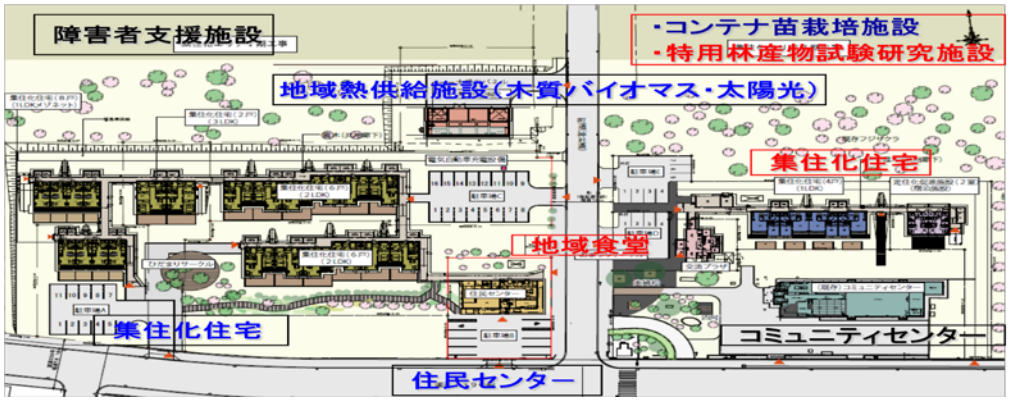

集住化住宅は、長屋風に外廊下で繋がった５棟 22 戸の住宅で、老朽化した一の橋地区の公営住宅の建て替えを兼ねて地域木材を使用して整備。バリアフリーやプライバシー等に配慮した 1LDK から 3LDK まで広さの異なる構成で、若者から高齢者まで様々な家族構成に対応できる住宅となっています。また、第２期工事として、26 年３月に集住化住宅４戸と宿泊が可能な宿泊ハウスも完成しました。（宿泊施設利用についてはこちら）

給湯・暖房には、森林整備の際に出る林地残材など未利用資源をチップ化したものを熱源とする「木質バイオマスボイラー」を導入。地域熱供給システムとして、集住化住宅をはじめ、郵便局や住民の共有スペースが併設されている「住民センター」や近隣の障がい者支援施設「山びこ学園」、育苗温室ハウスなどにも地下配管を通じて熱供給を行い、地域全体における暖房費用のコストダウンを図っています。

地域木材の残材をチップ化した燃料の投入口（左）と木質バイオマスボイラー（右）

また、バイオビレッジ構想をソフト面から具現化するため、都市の若者などが移住して地方の地域協力活動を行う国の事業「地域おこし協力隊」を平成 22 年度から導入。地域づくりコーディネーターや住民生活のサポーター、起業・産業づくりの担い手として活躍しています。現在、地域おこし協力隊は６名体制で、高齢者などへの生活支援や見守りサービス、またコミュニティビジネス創造に向けた活動を進めています。

平成２５年度には集落支援型の NPO 法人を設立し、地域おこし協力隊が行う活動のうち、事業性が見込めるものについて、NPO 法人が担い、持続可能な民間組織による地域おこし活動を展開しています。

また、これまで退任した地域おこし協力隊 4 名中２名は、町内で起業、NPO 法人に就職して地域に貢献する活動を続けてしています。

移動販売ワゴン（左）と買い物支援サービスの様子（右）

地域おこし協力隊の活動は、買い物支援や情報通信技術を活用した高齢者見守り支援、地域の除雪・草刈、施設の管理、各種イベントの企画運営等、多岐に亘って地区を支えています。

特に、地域おこし協力隊とともに NPO 法人が運営する地域食堂「駅カフェ イチノハシ」は、地元産の食材を使用した昼食を地区の高齢者をはじめ、町内外からの来訪者にも提供するとともに、他の地域への移動販売も実施しています。

地域食堂で有償ボランティアにより活動する住民の方々

その他、木質バイオマスボイラーの熱を活用したハウス栽培では、カラマツ・トドマツのコンテナ苗栽培や、きのこの菌床栽培なども行い、地域における新たな産業の創出を目指しています。

ハウス栽培でカラ松のコンテナ苗を栽培し、ＮＰＯ法人の事業へと発展

一の橋地区では、様々な地域活性化に向けた取組を実施することで、高齢者の新しい働く場づくりを目指すとともに、住民一人ひとりが地域の担い手として参画し、生き生きと暮らせる自立したコミュニティの創出を進めています。

また、商店、病院など日常生活に必要な施設が充実したまちの中心部と新しい価値やコミュニティを創造する場としての一の橋地区のネットワークをより強化するため、タクシー事業者や民間バス等と連携しながら、予約型乗合タクシーの導入なども進めて、良好な居住環境を備えた持続可能なまちづくりを目指しています。

※下川町の低炭素まちづくり計画策定と、まち交大賞シナリオ賞受賞の概要については、まちづくりメールニュース Vol.208、Vol.221 をご覧ください。

滝川市の住宅支援制度のご紹介

滝川市は、「長く住み続けられるための個人住宅づくり」・「高齢者と子育て世帯が安心して住み替できる居住環境」の支援として、各補助制度を設けていますので、ご紹介します。

住宅改修支援補助制度

●対象となる期間

平成 21 年 8 月 11 日～平成 28 年 3 月 31 日

●対象となる住宅及び世帯

・自らが所有し、あるいは住宅を取得して、改修して住まわれる方
・工事は市内の建設業法の許可を受けた業者が施工
・世帯市税の滞納がなく、世帯の前年合算所得が 580 万円以下

●対象となる工事

・住宅の耐震改修、高齢化等に対応するバリアフリー改修、省エネ化を図る断熱改修および耐久性能を向上させる改修工事
・上記に係る工事費が 50 万円以上

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認申請を受けて建築された住宅については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うことが必要

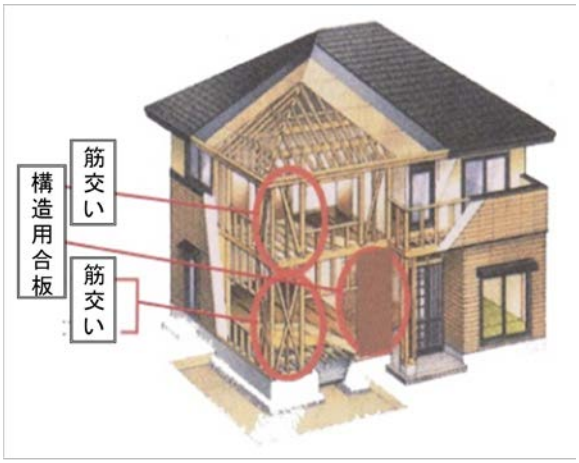

住宅の耐震改修

バリアフリー改修

●補助額

・補助対象経費（工事費）×10%上限 50 万円
※子育て世帯中心市街地活性化基本計画区域内×12%上限 70 万円
＊改修費（建替えも可）は最大で 120 万円の補助金を支給
耐震改修工事費にかかる補助率を 20%とし、補助上限額を各 100 万円
（子育て世帯・中心市街地活性化基本計画区域内については 120 万円）

【例えば　こんな場合にも使えます】
子どものために、手狭になったアパートから一軒家に住替えたい

↓

土地を購入して住宅の新築は返済が大変、でも便利なところにある中古住宅を購入してキレイにリニューアルなら可能かも。
＊改修費（建替えも可）に最大で 120 万円の補助金の支給

※支援制度の詳しい内容は下記にお問い合わせ願います。
お問い合わせ先：滝川市役所建築住宅課　TEL0125-28-8040

住み替え支援補助制度

●対象となる期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

1. 高齢者向け住み替え支援制度

●対象となる住み替え

北海道知事の認定を受けている市内のサービス付き高齢者向け住宅に転居する場合

●対象となる高齢者

住み替えする個人あるいは世帯が滝川市の住民であり、市税の滞納がない

●補助金の交付金額　：　転居した個人あるいは世帯に対し、13 万円を補助

ただし、中空知住み替え支援協議会に、自己の所有する戸建て住宅を、売買や賃借等のため 登録した場合については、7 万円を加えて 20 万円を補助

※転居前または、転居を行った日の翌日から起算して 30 日以内に市役所へ補助申請書を提出、転居後、転出先の住民票の提出が必要

2. 子育て世帯向け住み替え支援制度

●対象となる住み替え

中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合

●対象となる子育て世帯

18 歳以下の子供が同居する世帯で、世帯の収入が市営住宅入居基準に基づき算定される収入月額が 21 万 4 千円以下で、市税の滞納がない

●補助金の交付金額

入居する賃借住宅の月額家賃の額に、下記の収入区分に応じ補助率を掛けて算定

・上記に基づく収入月額　15 万 8 千円以下　～　家賃×40%

・上記に基づく収入月額　21 万 4 千円以下　～　家賃×30%

※月額家賃補助の上限額は、2 万 5 千円とし、入居から 3 年間に限り補助を継続

※転居前または、転居を行った日の翌日から起算して 30 日以内に市役所へ補助申請書を提出、入居後 14 日以内に転居先の住民票を提出して、2 カ月ごとに補助金を交付（家賃の補助金の交付は、2 か月分をまとめて支給）

3. 高齢者賃貸登録補助制度　（平成 26 年4月1日から適用）

●対象となる登録

高齢者向け居住施設（市内外の有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入居されている方で、市内に所有している一戸建て住宅を中空知住み替え支援協議会に、賃貸物件として登録する場合

●補助金の交付金額　：　登録した個人に対し、7万円を補助

※賃貸登録前または、登録を行った日の翌日から起算して 30 日以内に市役所へ補助申請書を提出、登録後、登録を証する書類の提出が必要

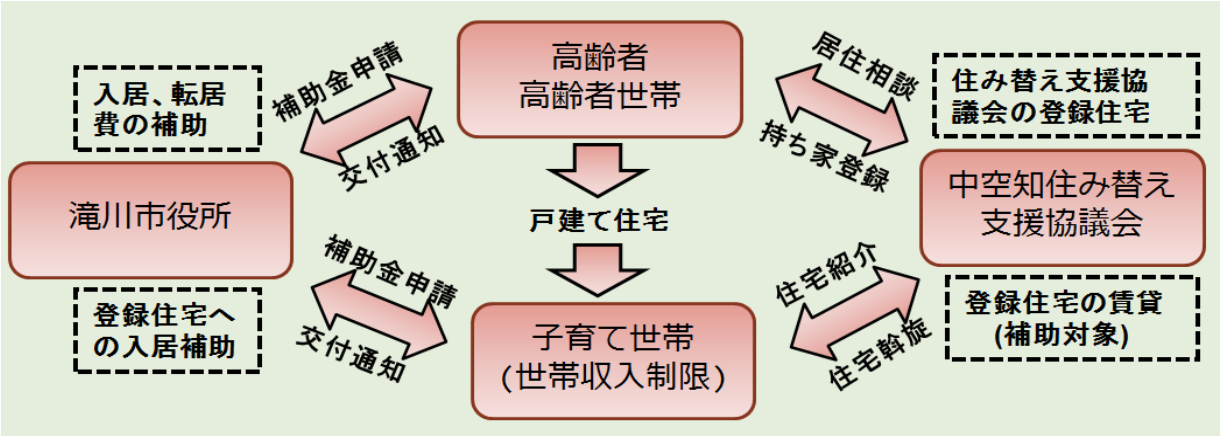

※支援制度の詳しい内容は下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ先：滝川市役所建築住宅課　TEL 0125-28-8040

日本造園学会北海道支部が支部大会を開催します

公益社団法人 日本造園学会北海道支部は、10 月 4 日（土）・5 日（日）の日程で「日本造園学会北海道支部大会」を開催します。

4 日（土）は、北海道大学農学部で**「研究事例報告会・支部総会・シンポジウム」**を開催し、5 日（日）は、小樽公園、ニッカウィスキー工場余市蒸留所などの現地見学会**「北の海岸景観と造園遺産を巡る」**を実施します。

これまで、大会のプログラムの一環として、道内の大学生等が造園に関連する設計作品や調査報告をまとめて発表・表彰していた**「学生セッション」**は、今年から**「研究・事例口頭発表」・「研究・事例ポスター発表」**とし、それぞれで優秀な発表に対し表彰する方式に変更されました。（ポスター発表については 300 字の要旨のみで発表可能）

10/4（土）研究事例報告会・支部総会・シンポジウム

場所：北海道大学農学部（札幌市北区北９条西９丁目）　９時 15 分受付開始

9：30-11：30　研究・事例口頭発表
11：45-12：30　研究・事例ポスター発表
13：15-13：30　北海道支部総会
13：30-14：45　学生デザインワークショップ成果報告
15：00-17：00　シンポジウム
「再考：都市の緑の活用　子どもの遊び場の視点から」

パネリスト
木下 勇 氏（千葉大学大学院）、新谷克教 氏（札幌市役所）、
金由貴子氏（公益財団法人札幌市公園緑化協会）

コメンテーター
淺川昭一郎　氏（公益財団法人札幌市公園緑化協会）

コーディネーター
椎野亜紀夫　氏（北海道科学大学）

18：00-20：00　懇親会　北海道大学百年記念会館内ニコラスハウス
※ 参加費：一般 2,000 円（学生無料）、懇親会 4,000 円（学生 2,000 円）

【口頭発表】
エントリー締切：既に締切済み
要旨の締切：8 月 29 日（金）

【ポスター発表】
エントリー締切：8/22（金）（8月１日から延長されました）
登録整理票の締切：8 月 29 日（金）
ポスター作成締切：当日

10/5（日）東北支部交流会／見学会「北の海岸景観と造園遺産を巡る」

場所：小樽公園，石狩浜海浜植物保護センター，ニッカウィスキー工場余市蒸留所ほか
※ 参加費：昼食代・資料代として 1,500 円（学生 1,000 円）を予定

※ 総会以外の各プログラムは造園ＣＰＤ（継続教育）の認定プログラムとなっています。
※ 多くの皆さんの参加をお待ちしております。

学生セッションの様子

シンポジウムの様子

お申込み・お問い合わせ先等の詳細は、日本造園学会北海道支部 HP をご覧ください。